

大阪府監査委員告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年8月31日

大阪府監査委員 大西 寛文
同 山本 浩二
同 岸本 佳浩
同 森田 秀朗
同 松本 利明

指摘事項に対する措置

（債権管理簿及び債権管理事務に係る自己検査について）

監査対象機関名	大阪府立今宮工科高等学校	
監査実施年月日	委員 平成24年12月14日	事務局 平成24年11月8日
	監査の結果	措置の状況
	<p>大阪府立今宮工科高等学校（以下「今宮工科高校」という。）定時制課程では、1,535,296円（平成24年5月末日現在）の授業料等の滞納額が存在している。この債権の管理について確認したところ、大阪府財務規則において定められた「債権管理簿」が作成されていない。</p> <p>また、債権管理簿が作成されていないにもかかわらず、平成23年6月28日と11月28日に実施した債権管理事務に係る自己検査の報告書では、「債権管理簿の点検・更新」が行われていると記載するとともに、検査結果には「概ね適正に管理できている」と記載しており、自己検査も有効に実施されていない。</p>	<p>定時制課程の債権管理簿の作成に当たり、督促状の発送、催告状の発送、電話や家庭訪問による納入指導に係る実績を整理し、債権者ごとに債権管理に係る「授業料等滞納調書」を作成した。</p> <p>また債権管理に係る自己検査については、関係規則や「債権管理自己検査実施マニュアル」に基づき、厳格な検査を実施した。</p> <p>今後も滞納者に対し、督促等の記録を残し、計画的な債権回収を行うなど適正な債権管理事務を行う。</p> <p>また、債権に係る自己検査については関係規則の規定に基づき適切に実施し、有効な債権管理事務に役立てていく。</p>